

第5回 川越市総合計画審議会 事前意見への回答

分野		No	意見	対応・見解
4	都市基盤・生活基盤	1	4-4 良好な住環境づくり（あるいは以下の内容に適切な項） 広場や公園、道路、河川敷などの公共空間や空地を含むオープンスペースの活用が全国的な潮流にもなっており、商業地や業務集積地などに留まらず、一般市街地にまでその動きは広がっています。こうした空間の活用は、都市に賑わいをもたらすのみならず、自宅に閉じこもりがちになってしまう高齢者のコミュニティの場としても機能するものですし、希薄になりがちな地域コミュニティの強化にも資することが期待されます。川越ではまだあまり見られないオープンスペースの活用を、今後の施策の方向性としてぜひ取り入れていただければと思います。	都市基盤・生活基盤としてのオープンスペースの活用につきましては、文言そのものは明記はされておりませんが、4-1 拠点を中心とした持続可能なまちづくりの推進における「様々なニーズに対応できる魅力的な都市空間」や4-4 良好な住環境づくりにおける「地域の憩いの場や避難場所等として活用できる街区公園等の身近な公園」などの記載済み施策に包含されているものと認識しております。
		2	3 空き家対策の推進について 空き家が空き家でないかはどの様に判定しているか教えて下さい。 持ち主が空き家を持っていてどこかに相談している家よりも、空き家を持っていても何をして良いかわからずに放置している場合や、空き家になっている認識が無い場合の方が問題と考えます。	・空き家が空き家でないかの判定についてでございます。国の空家特措法（空家等対策の推進に関する特別措置法）では「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」を「空家等」と定義しております。具体的には「居住その他の使用がなされていないことが概ね1年間」である建築物等がこれにあたるとされております。 判定方法については、住民登録情報、登記簿謄本を確認するとともに、現地調査を行い、建物、庭、郵便ポストの状況等を総合的に判断して「空家等」に該当するか判断しております。 ・空き家の所有者が、何をしたらよいかわからない、空き家の認識が無い場合でございます。市では、全戸配布される広報川越、市ホームページに空き家の適切な管理や、無料相談会、相談窓口等についての記事を掲載しております。また、市の空家等実態調査において、空家等の可能性が高い建物の全ての所有者に対し、空き家啓発冊子を送付し、空き家について認識し、売却、解体する等、空き家を放置しないよう促しております。 ・近隣住民等からの情報提供により、空き家の調査を行い、管理が行き届いていない空家等には、所有者等に、適切に管理するよう文書と現場の写真を送付しております。文書を受け取った所有者等から、何をしたらよいかわからない等の連絡を受けますと、その相談内容によって、市内の不動産業者（売却、賃貸にしたい）や造園業者（庭の草木の剪定）の一覧、市の法律相談（相続手続き）を御案内しております。

分野		No	意見	対応・見解
1	こども・子育て	3	施策1-1 「こども大綱」に設定されている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標の「自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合」をこの施策の成果指標として挙げた理由を教えてください。他の数値目標で該当するものはなかったのか。	国が策定した「こども大綱」においては、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしており、その中で、成果指標（アウトカム）の一つとして同指標を設定しているところです。 指標の選定にあたりましては、「こども大綱」や「埼玉県こども・若者計画」等の複数の指標を参考としつつ、本市で実施いたしました「子ども・若者の意識と生活に関する調査結果」の一つを指標とすることも検討いたしました。様々な成育環境にあるこども・若者の全てが安心して自分らしく成長できることとする目的に対して実施する施策の成果を測る指標として当該指標が最も適していると判断いたしました。
		4	施策1-2 ゆとりを持って子育てするには、経済的な支援の他、その子育て家庭に寄り添ってくれる人が身近にいるか、精神的な支援を受けていることが重要だと考える。 共働き家庭の増加や満3歳児入園など入園の低年齢化傾向は加速している現状で、妊娠期から出産後、職場復帰までの約1年間でいかに地域につながり、支えられている実感を持てるようにするかがこの成果指標達成の鍵となると考える。 施策の方向性1の1に「子育て家庭に寄り添う支援の充実」という言葉を追加してはどうか。	基本構想における「分野別の方向性」では、「こどもや若者、子育て家庭に寄り添い支える」という考え方を示しているところです。 御意見を踏まえ、分野別の方向性などとの整合性を図りながら検討させていただきます。
		5	施策1－1 こども・若者に対する支援の充実 ⑥ 早い段階から自分自身の人生設計を考えることが重要となっています。 及び3 こども・若者の希望をかなえる支援の充実 1 自分らしいライフデザインを描くための情報提供について 自分がそうなりたいと思えるロールモデルを見つける場所の提供、また、子育てや仕事がひと段落ついた高齢者との会話する機会をつくり、高齢者の人生を振り返りこういう人生を過ごして良かった、またはこういう時にこうしておけば良かったかという高齢者の人生の振り返りを聞く場で子供たちが具体的な人生計画を考えやすい材料を提供することを提案します。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とさせていただきます。こども・若者のニーズなども踏まえ、事業を実施してまいります。
		6	給食無償化という話がある様ですが、総合計画にこの項目は入れるのでしょうか？	給食費の無償化は、子育て家庭の負担軽減を図るために実施するものです。総合計画の中に、給食費の無償化についての具体的な記載はありませんが、施策1-2「妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実」の1-2の中で方向性を表現しています。
		7	川越市の経常収支比率が上がり問題視されていますが、給食費無償化により一時的には支出が増えても、先々に子育て世代が生産性向上し税収増の見積りができているのでしょうか？または税収増加をもたらす人口が流入し税収増加するという見通しがあるのでしょうか？ 逆に給食無償化により起こりうる川越市の将来デメリットに対するリスク回避手段なども考えられているのでしょうか？ 給食無償化が始まれば、それをこの先毎年続けていくようお願いしたい所ですが、もしも無償化したことが川越市の財政にデメリットと判断する事態になった場合、無償化をやめるということはあるのでしょうか。	市の財政への影響については、国においても、令和8年度からの小学校の給食費無償化が検討されていますので、国の動向を注視しながら、持続可能な制度設計に努めていきたいと考えています。また、経常収支比率が高い状況については、歳入確保や事業の見直しなどに引き続き取り組んでいく考えです。 今後、無償化をやめる場合があるかについては、現時点では考えておりません。
2	福祉・保健・医療	8	2-1健康づくりの推進 65歳からの健康寿命について 健康維持には心身ともに健康である必要があると考えます。 65歳からの健康寿命に加えて、生きがい（例えば65歳から好きな事で社会貢献できているかなど）がありますか、という項目の追加を提案します。	ご指摘のとおり、心身ともに健康であるためには、身体的な健康づくりに加え、生きがいなどの精神的な充実も欠かせないものであると考えております。 高齢者のいきがいづくりにつきましては、施策2-4高齢者福祉の推進の「1介護予防と生きがいづくりの充実」に社会参加やいきがいづくりについての方向性を位置づけており、健康づくりと合わせて連携して取り組んでいるところです。